

令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算不認定に係
る措置の報告について

令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第7項の規定により、議会に対し報告したことを公表します。

1 不認定となった日

令和2年9月30日

2 講じた措置の内容

(1) 役場庁舎建設における措置状況

役場庁舎の耐震化については、令和元年町議会9月定例会議における議論を踏まえ、令和2年度当初予算計上の時期を一つのリミットとして、あらためて予算案を提出すべきかどうかを検討してきたが、令和元年度中にはその結論を示すことができませんでした。

その後、新庁舎建設に要する事業費の縮減の可能性や新たな財源確保について、引き続き、庁内にて鋭意検討を進めたが、現時点の財政状況下で、大きな政策変更を伴う事業の改廃を行い、かつ、住民生活にも影響の大きい事業の予算を直ちに計上することは適当でないものと判断し、令和2年町議会9月定例会議において、本年度中での新庁舎建設事業着手

を見送るとの考えを行政報告しました。

しかし、同議会において、「新庁舎建設についての十分な検討がなされていない」、「具体的な方向が示されていない」等を主な理由として、令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算が不認定とされたことから、改めて庁内にて検討を進め、新庁舎建設に要する事業費や事業規模を可能な限り縮減するとともに今後の財政運営においても新規事業や経常経費を抑制しながら新庁舎建設を進めることとし、令和2年度島本町一般会計補正予算（第7号）において、新庁舎建設に係る設計業務の契約締結に要する予算を計上し、年度内の契約締結を目指すこととしました。

なお、令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算不認定の理由として、庁内での意思決定過程や組織体制に対する問題も指摘されたことから、令和2年10月19日付け人事発令により、庁舎整備等検討チームを組織するとともに、庁内機関相互の総合調整及び連絡、協調等の連携を強化するため、検討経過をこまめに庁議に報告するなどの対応を行っていきます。

(2) 中学校の部活動における措置状況

熱中症事故防止の対応や事務処理が不適切に行われていたことから、再発防止を図り住民、保護者から信頼される学校の実現に向け、教育委員会から次のとおり報告を受けています。

ア 熱中症事故防止の取組について

(ア) W B G T 指数の計測について、部活動ごとに計測を行い、W B G T 指数の把握及び生徒の状態を観察することにより、熱中症事故の防止に努めた。

(イ) 「熱中症事故の防止に向けた対応について」（令和 2 年 3 月 2 7 日付け島教教第 1 6 9 7 号）を確認し、熱中症事故防止に向けた対応の徹底に努めるように、校長会において指導した。

イ 部活動の活動実績（中学校ホームページで公表）、教員特殊業務手当及びタイムカードの差異について

(ア) 町立中学校において、平成 3 1 年 4 月から令和 2 年 9 月までの部活動の活動実績、教員特殊業務手当、タイムカードを再度確認するように指導した。

町立中学校で定めている「部活動ガイドライン」に従い、休養日の設定や部活動の活動実績の報告等を行うことにより、適切に部活動を実施するよう、校長会において指導した。

(イ) タイムカードの記録については、教職員の働き方改革に伴い、勤務時間を適正に記録し把握するものであることから、適正に打刻を行うよう、校長会において指導した。

(ウ) 町立中学校において、教員特殊業務手当の支給要件を確認し、不適切な支給について、大阪府教育委員会に報

告を行うよう指導した。